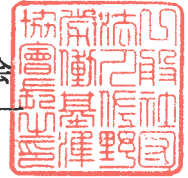


会員各位

一般社団法人佐野労働基準協会
会長 平 岩 秀 一



粉じん作業特別教育の開催について

粉じんを長期にわたって吸い続けると肺は組織変化を起こし、「じん肺」という病気にかかります。じん肺は適切な予防対策と健康管理が特に重要となります。じん肺の減少を図るためには、事業者の努力に加えて、作業に携わる一人一人も粉じんに対する十分な知識を持つことが大切です。

事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第59条(労働安全衛生規則第36条第29号)、粉じん障害防止規則第22条により、所定の特別教育を修了した者でなければ就かせてはならないことになっております。

これらを踏まえ、当協会では、事業者に代わり講師を招き「粉じん作業特別教育」を開催することと致しました。この機会に、多数受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和8年2月18日(水) 午前9時(8時50分受付)～午後3時
2. 場 所 佐野市勤労者会館 (佐野市浅沼町796 TEL0283-21-1830)
3. 受講料等 ¥9,680— (受講料 ¥8,800 消費税10% ¥800)
(テキスト代 ¥880 消費税10% ¥80)
4. 申込締切 令和8年1月30日(金) *定員30名
5. 申込方法 申込書に必要事項を記入し、当協会あてFAX等で申し込み下さい。

*申込済みの事業場様へご請求書を郵送いたしますので、銀行振り込みでお願い申し上げます。入金の確認でき次第受講票を発行いたします。

一般社団法人佐野労働基準協会 〒327-0844 佐野市富岡町1296-3 TEL24-6470 FAX22-9310

6. そ の 他 (1)昼食は各自ご用意ください(外出可)
(2)一度払い込んだ受講料は、原則としてお返しできません。(テキストはお渡し致します)
.....

厚生労働省

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について

粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第19号。以下「改正省令」という。)が公布され、平成24年4月1日から施行されました。

改正内容は、屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の截断等作業においても、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあることが認められたことから、屋外におけるアーク溶接作業を粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)及びじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)の規定が適用される粉じん作業とし、また両者を呼吸用保護具の使用を要する作業とするものです。